

水文観測データのデータベース化に関する統計処理方針

雨量、水位、流量観測に関する既往の観測データのデータベース（以下、DBという。）整備における、これまでの処理基準の相違に関する取扱は下記により処理する。

1 基本方針

方針 1

自記紙の誤解析、転記及び計算ミス等の誤りが明らかになった場合、これを記録にとどめることとする。

方針 2

観測データの統計処理の取扱は、全て観測時期の基準による。

方針 3

累年値については、現時点の基準により再計算する。

方針 4

普通観測、自記観測の相違によるデータの差異については、DBの登録及び公表において再処理をしない。

方針 5

複数の観測器械が存在するときは、適宜、観測器械の正副を定め、正とする観測器械による観測データを公表する。ただし、副とする観測データについてもデータベースにより保存する。

方針 6

過去データのDBへの登録において、データの補正等に関して新たな処理、再処理又は見直し（照査を含む。）は行わない。

方針 7

DBにおいて公表中のデータについて、方針 1 から 6 と異なる扱いをしている場合は修正する。ただし、修正したデータについては、その内容に関する注釈を付記する。

方針 8

データの公表にあたっては、推定値、正常値の区別をしない。

2 過去データに見られる処理の事例

事例 1

普通観測データを正値とし、自記観測データを普通観測データ（機器点検時又は流量観測等の観測データ等）に併せて補正した事例

⇒普通観測データを日値、自記観測データを時刻値としてDBに登録する。日値、年値の再計算は四捨五入等、処理基準の相違により差異が生じるので実施しない。日値、年値は算定せず、整理済みデータ（DB及び年表等の掲載値及び観測当時より帳票等により整理し保存しているものをいう。）に登録する。

また、補正前の時刻データが残っている場合は、参考値としてDBに登録する。

事例 2

事例 1 において、自記観測データ（時刻値）を補正していない事例

⇒普通観測データを日値、自記観測データを時刻値（普通観測を正とした補正はしない。）としてDBに登録する。日値、年値の再計算は実施しない。

事例 3

普通観測データを流量観測記録等により補正している事例

⇒補正後のデータをDBに登録する。

また補正前のデータは、参考値としてDBに登録する。

事例 4

自記観測データを正値とし、普通観測データは参考としている事例

⇒自記記録による時刻データをDBに登録するが、日値、年値は算定せず、従前より整理している値をそれぞれ登録する。

また普通観測データは参考値として、DBに登録する。

事例 5

統計処理方法が不明の事例

⇒整理済みデータ（時刻値、日値、年値）をDBに登録する。

事例 6

自記観測所の閉局期間において、普通観測、自記観測を混載している事例

⇒閉局期間は普通観測の日値をDBに登録するが、開局期間の日値、年値は再計算せず、整理済みデータを登録する。また開局期間の普通観測と自記観測の取扱は上記に準ずる。

事例 7

日界（0時と9時）が異なる事例

⇒観測時期における処理基準を優先して処理し、日値は日界を午前9時とした整理済みデータを用いる。

事例 8

雨量観測において 0.5mm を最小位数としている事例

⇒観測当時の基準により取り扱う。

いずれの場合も、公表にあたっては、データの統計処理に関する方法等を属性情報として記載するものとし、累年値は日値を基に再計算を実施する。

3 その他

補正前の時刻データ等の参考データについても、水文水質DBに保存のうえ一元的に管理することとする。